

ご存知ですか？生産性要件

年度が変わり、助成金の申請要件も変更されました。
生産性を向上させた企業には労働関係助成金が割増されます！



例えば「キャリアアップ助成金」にて有期から正規（中小企業）とした場合、生産性なしの場合は57万円、生産性ありの場合は72万円（1人あたり）となります。

__このように、労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増を行います。

生産性要件：

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること ※1

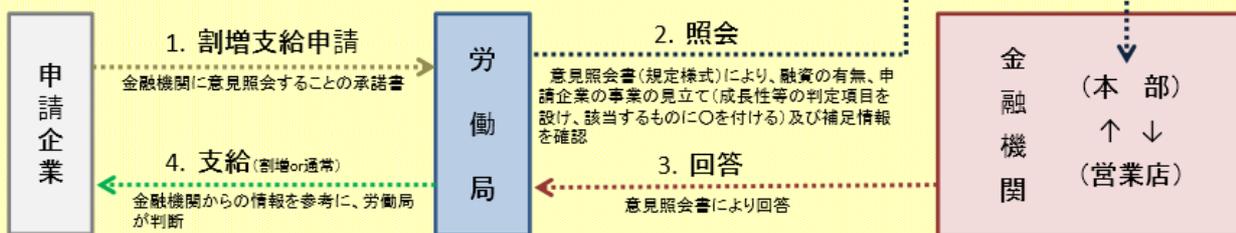
※1：生産性の伸び率が6%を満たしていない場合でも、別に定める要件（金融機関への事業性評価の確認等による生産性の判定。下記記載）に合致する場合には「生産性要件」を満たすものとして取り扱うことがあります。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

なお、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

金融機関へ事業性評価を確認する方法

・申請企業が成長企業の要件②に該当する場合に限り、申請企業の成長性等に関して金融機関に照会。



公式ゆるキャラ誕生&ホームページ開設しました！

はじめまして！労務たん（ろむたん）です。
労務課題解決のパートナーとして末永くご愛顧ください！社労士法人ミナジンのホームページに常駐しています。
ぜひ一度訪ねてきてくださいね！



社労士法人ミナジン

検索



<http://sr-minagine.jp>

実際に起きています。未払い残業請求事件

従業員15名で1000万円以上の未払い残業請求事件が起きました。
今一度、規程の確認をすることをオススメいたします。



その企業は、土・日・祝・夏休み3日・年末年始5日の年間125日の休日、1日の所定労働時間7.5時間、割増賃金の算定の際に1ヵ月単位変形労働時間の各月（31日の月177時間・30日の月171時間・28日の月160時間）を平均した173.5時間を用いて計算をしていました。

- (1) 月例給与支給総額が30万円として
残業単価 = $30万 \div 173.5時間$
= 1,729.1円 \times 125% = 2,162円

- (2) 労働基準法施行規則第19条に基づく
1ヵ月平均所定労働時間
(365日 - 125日) \times 7.5時間 \div 12ヵ月 = 150時間 ※

同じく月例給与支給総額30万円として
残業単価 = $30万 \div 150時間 = 2,000円 \times 125\% = 2,500円$

ということで、残業1時間あたり、
2,162円 - 2,500円 = ▲338円
の未払い残業代が生じてしまった！ということになります。

1ヶ月の平均所定労働時間の求め方

給与計算で遅刻・欠勤控除などに用いる月給者の時給計算をする際に使われている算式です。

$$\frac{(365日(閏年の場合366日) - 年間の所定休日数) \times 1日の所定労働時間数}{12ヵ月}$$

これは、労働基準法施行規則第19条に規定されています。



労働トラブルの未然防止を！

社労士法人ミナジンはこんなことが起きないように、「規程確認サービス」をご提供しております。ぜひお気軽にご連絡ください！

社労士法人ミナジン

検索



<http://sr-minagine.jp>

祝 るむたん誕生

社労士セカンドオピニオン 初回相談無料キャンペーン

キャンペーン期間：6月末まで & 先着5社様まで

社労士セカンドオピニオン

貴社が納得のいく労務管理や人事制度を選択することができるように、労務管理や労働トラブル対応の選択などについて、現在顧問を依頼している社労士とは別に、我々社労士法人ミナジンの社労士が「第2の意見」をご提供するサービスです。



社会保険労務士法人ミナジン

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-21 宗保第一ビル4F
TEL : 03-5244-5533 / FAX : 03-5244-5534 / Mail : roumu@awg.co.jp / 担当 : 前田